

# 水道のしおり

～ 国見町で水道を利用する皆様へ ～

保存版



国見町 上下水道課

# 水道のしくみ

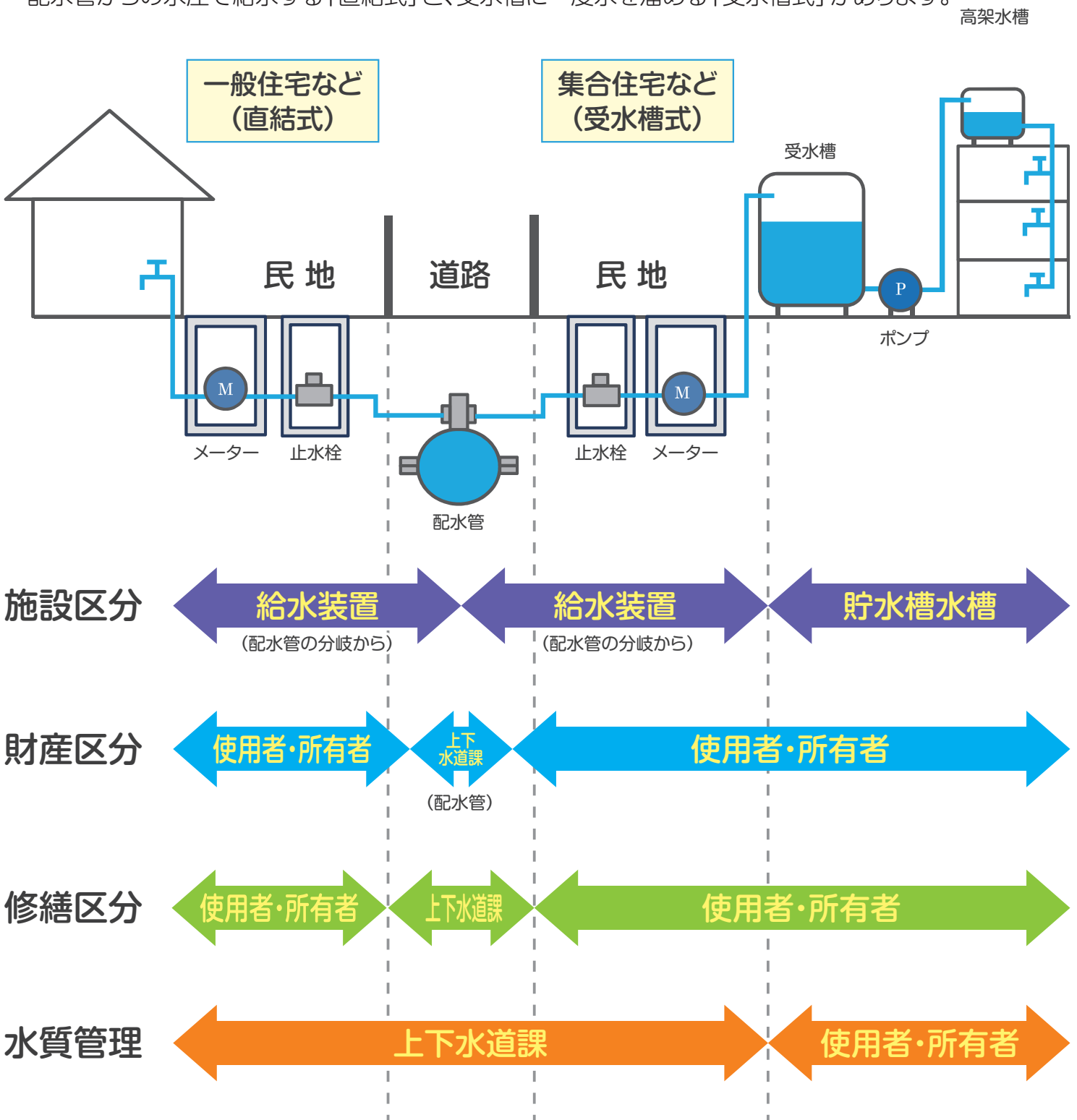
## 給水装置とは

水道水を供給するために配水管（水道本管）が道路に埋設してあります。この配水管から分岐して、個々の水道水の利用者に水を供給するための給水管や、これに直結する給水用具（蛇口など）を「給水装置」といいます。

集合住宅など受水槽がある場合は分岐から受水槽の給水口までが給水装置となり、受水槽以下は「貯水槽水道」といいます。

## 給水方式

配水管からの水圧で給水する「直結式」と、受水槽に一度水を溜める「受水槽式」があります。



# 水道の手続き

## 水道を使用・廃止するには

給水装置給水申込書または給水装置使用廃止届に必要な事項を記入していただく必要があります。押印が必要になるため、お手数ですが認印を持参のうえ、使用または廃止したい日の2日前（土日・祝日を除く）までに上下水道課窓口で手続きをしてください。（平日8:30～17:15）

## 水道料金のお支払方法

水道料金のお支払方法には、口座振替と納付書払いの2通りがあります。



### ◆口座振替

☆検針月の月末（休業日の場合は翌営業日）に銀行などから自動的に引き落とされます。

☆領収書は次回メーター検針の「使用水量等のお知らせ」と併せて発行します。

### ●口座振替できる金融機関

☆国見町指定金融機関及び指定代理店

●福島信用金庫 ●ふくしま未来農業協同組合

●東邦銀行 ●福島銀行 ●大東銀行

●ゆうちょ銀行および郵便局 ●東北労働金庫

### ●口座振替のお申し込み方法

1. 「国見町納税等口座振替依頼書」に必要な事項を記入のうえ、国見町指定金融機関の窓口でお申し込み下さい。

2. 上下水道課の窓口でもお申し込みが可能です。

### ●口座振替の申し込みに必要なもの

1. 預貯金通帳

2. 上記通帳のお届け印

3. 「納付書兼領収通知書」または「使用水量等お知らせ」※1 ※1:今まで納付書でお支払いの方

### ◆納付書払い

☆各金融機関の本店、各支店、または役場会計課でお支払をお願いします。

但し、本町の水道料金は、コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行でのお支払いはできません。予めご了承ください。

※水道と併せて下水道を使用されている方についても上記と同様になります。その場合、水道・下水道合わせての請求および口座引き落としとなります。

このポケットには「検針票」などを入れてお使いください。

## 管理区分

### 財産区分

- ・配水管は水道事業者である上下水道課の所有物ですが、給水装置は使用者の所有物となります。
- ・そのため、給水装置の新設や改造、管理については原則として使用者に行っていただくこととなります。

### 修繕区分

- ・配水管は上下水道課が管理・修繕いたします。また、給水装置は使用者の財産ですが、道路上（官地）に限り上下水道課が修繕いたします。
- ・宅内の給水装置については、使用者に修繕していただくこととなります。

### 水質管理

- ・水道事業者は配水管や給水装置に安全な水を供給する義務があるため、上下水道課では老朽管の更新や定期的な水質管理を行っております。
- ・しかし、貯水槽水道については使用者または所有者に管理していただくこととなります。

# 水道料金

## 用途別水道料金 (1か月につき)

区分	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
一般用	10立方メートルまで	1,800円	1立方メートル	230円
営業用	10立方メートルまで	1,800円	1立方メートル	300円
団体用	20立方メートルまで	3,600円	1立方メートル	200円
臨時用	1立方メートルにつき	340円		

## メーター使用料 (1か月につき)

13mm	85円
20mm	120円
25mm	180円
30mm	240円

## 増徴料金 (1か月につき)

300円 (新たに国見町の水道の供給を受ける方が2年間に限り納入していただく料金です。)

## 水道料金の計算方法

水道料金 = 基本料金 + (超過料金) + メーター使用料 + (増徴料金)

※上記の料金に消費税(8%)が加算されます。

メーター検針・料金納入は隔月奇数月になります。(1月、3月、5月、7月、9月、11月の上旬に検針、月末に納入となります。)



## Q&A

Q. 転入・転出するときや、使用者の名義を変えたいときは、どのような手続きをすればいいですか？

- ・届出書を記載していただく必要がありますので、上下水道課までお越しください。
- ・(転出の際に届出書を出さないと、水道料金が発生します。)

Q. 使用水量が急に多くなり、料金が高くなった。

- ・漏水の可能性があるので、お近くの町指定給水装置工事業者に連絡して修理を依頼してください。
- ・なお、修繕費用はおお客様の負担となります。
- ・宅内漏水を修繕した場合、水道料金が軽減になる場合もあります。
- ・その場合は申請書を提出していただく必要がありますので、認印を持参のうえ上下水道課までお越しください。

Q. 納付書を紛失してしまいました。

- ・再発行いたしますので、上下水道課までご連絡ください。

Q. 水が白い、赤い、茶色い。

- ・水が白い場合は、水道水に空気が混ざった現象です。特に心配はありません。
- ・水が赤い場合は、配管の老朽化によるサビが原因と思われますので、しばらく水を流して様子を見てください。
- ・水が茶色い場合は、しばらく水を流して様子を見て、おさまらない場合は上下水道課へご連絡ください。

Q. どの町指定給水装置工事業者に連絡すればよいのですか？

- ・国見町役場のホームページに掲載している「指定給水装置工事業者」をご覧ください。

## 国見町 上下水道課

〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1-7 TEL 024-585-2997 / FAX 024-585-2181  
E-mail [suido@town.kunimi.fukushima.jp](mailto:suido@town.kunimi.fukushima.jp) Web <http://www.town.kunimi.fukushima.jp>  
トップページ>分類で探す><暮らし>水道・下水道>水道